



この判決は3つの行為がパブリシティ権の侵害になると述べていますよ。

平成24年2月2日の判決「ピンク・レディー事件」はそこに意義があります。

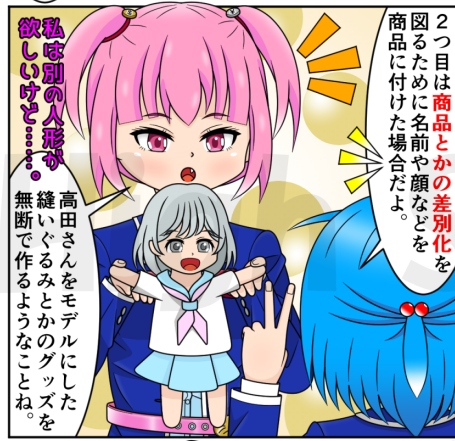
～第29日目～
夢見る知納子人形!



でも、この権利は最高裁判所の判決で確立されているのです。

今のところ日本にはパブリシティ権を定めた明確な条文はありません。

特許や著作権はともかく「パブリシティ権」なんて聞いたこともなかったわ。



2つ目は商品とかの差別化を図るために名前や顔などを商品に付けた場合だよ。

高田さんをモデルにした縫いぐるみとかのグッズを無断で作るようなことね。

私味別の人形が欲しいけど……



1つ目は有名人の顔とかを独立して鑑賞の対象になる商品に使用した場合なの。

有名声優の高田川和のポスターや写真集を無断で作るようなことか。

容れて喜い……



第2類型に該当するかもって心配したよ。

これ注文の新作知納子人形ね♡

じゃあ無断で人形を作っても問題なし★

知納子は有名人じゃないからパブリシティ権はないのよね。

それは人格権侵害だから不法行為(民709条)!



3つ目は名前や顔とかを商品などの広告として使用する場合です。

ウチの学校を宣伝する目的で高田さんの写真を学校案内に無断で掲載するようなことか。

人気声優の高田川和さんも本校に在籍